

京都市告示第 2 5 3 号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第 2 条の規定に基づき、建築基準法第 42 条第 2 項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第 4 条の規定に基づき告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成 26 年 8 月 4 日

京都市長 門 川 大 作

1 承認事項

| 指定 番号 | 指定 年月日 | 道路の 幅員 | 道路の 延長 | 道路の位置 | 申請者 |
|----------|-----------------|---------------|----------------|---|-------|
| 第 5923 号 | 平成 26. 7. 29 | メートル 4. 00 | メートル 63. 20 | 京都市南区吉祥 院這登東町 3 番 1 の一部, 3 番 2 の一部, 4 番の 一部 | 山中 忠一 |

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第 1 条に定める本市の休日を除く日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで（ただし、正午から午後 1 時までを除く。）

(都市計画局建築指導部建築指導課)